

島ヶ原温泉やぶっチャ 伊賀市

～アクティブに遊んで、やぶっチャの自然を満喫～



美しい自然を活かしてつくられたアウトドア施設「ゆうゆう鯛ヶ瀬」には、オートキャンプ場やデイキャンプ場・テニスコート・パターゴルフ・グラウンドゴルフ場・水遊び場・芝生広場などがあり、さまざまなレジャーが楽しめます。また、天然温泉「やぶっチャの湯」はミネラル豊富な良質の温泉で、日頃の疲れを癒せます。思い思いのスタイルで、心も体もリフレッシュしてください。

花しょうぶまつり 亀山市

～色鮮やかな花しょうぶ～



亀山市の花でもある「花しょうぶ」。亀山公園の一角にある菖蒲園は、敷地面積が4,000㎡と県下最大級の広さを誇り、6月上旬頃から100種類、2万株の花しょうぶが咲き始めます。花しょうぶの開花の時期に合わせて、毎年、花しょうぶまつりを開催しています。  
【とき】6月5日(日)  
午前10時～午後3時(雨天決行)  
【ところ】亀山公園菖蒲園  
【内容】花しょうぶの栽培指導(販売)、出店(石水うどん、みたらし、みそ焼きうどん、農産物など)、野点、写真コンテスト、写生大会など  
【アクセス】東名阪自動車道「亀山IC」より亀山方面へ約10分

【アクセス】国道25号線西之沢交差点を東へ車で20分

島ヶ原温泉やぶっチャ  
05955-5933 05955-5939

【アクセス】  
05955-8313 05955-8385

亀山公園  
05955-8313 05955-8385

問い合わせ 甲賀市広報課 ☎65-0675 ☎63-4619 伊賀市秘書広報課 ☎0595-22-9636 ☎0595-22-9617 亀山市広報秘書室 ☎0595-84-5022 ☎0595-82-9685

甲賀市まちづくり「出前講座」

「出前講座」は、市役所内の各課が、皆さんの地域に向き、市政の現状をわかりやすく説明するものです。「出前講座」のご注文は、次のとおりです。

- 1、対象 市内在住の方で構成する、概ね10人以上の団体またはグループ
- 2、開催日 年末年始を除き、午前9時～午後9時の間(一講座60分以内)
- 3、会場 申込者で準備していただきます。
- 4、費用 原則無料です。(教材費が必要な場合もあります。)
- 5、申込方法 所定の申込書に必要事項を記入し、開催希望日の一か月前までに市役所地域コミュニティ推進室へ申し込んでください。(郵送・FAX可)
- 6、申込書 地域コミュニティ推進室に設置しています。甲賀市ホームページからもダウンロードできます。
- 7、メニュー



- ①まちづくり分野：これからのコミュニティ、ロードサポート制度ほか7項目
  - ②市政・財政分野：行政改革、総合計画、財政状況ほか3項目
  - ③議会・選挙分野：市民と議会、選挙の豆知識
  - ④福祉・健康分野：子育て、介護、年金、生活習慣病、医療制度ほか17項目
  - ⑤環境分野：ゴミの出し方、生ゴミ堆肥化循環システム、地球温暖化環境基本計画
  - ⑥産業・観光分野：農業、鳥獣害対策、土地改良、観光資源ほか5項目
  - ⑦生活・一般分野：税、水漏れ、詐欺・悪質商法、住宅耐震、住基ネットなど
  - ⑧防災・安全分野：防災講座
  - ⑨教育・文化分野：保育園・幼稚園、人権学習、文化財、多文化共生ほか8項目
- ※詳しくは、甲賀市ホームページをご覧ください。

問い合わせ・申し込み  
地域コミュニティ推進室  
☎65・06687 ☎63・45554

蛇口からあふれるほくらの夢未来

— 第53回水道週間 —

6月1日から7日までは第53回水道週間です。毎日使用している水道水は、生活に欠かせないものです。一人ひとりが水を大切にしよう心がけていただくために、水道に関するよくある問い合わせにお答えします。これを機会に水の大切さについて考えましょう。

**Q** 水道水の水質検査はどのように実施していますか？  
**A** 甲賀市水質検査計画により毎月実施しています。検査結果は、市ホームページに掲載していますのでご覧ください。

**Q** 納付書の宛名が違います。  
**A** 水道使用者の名義は住民記録と連動していません。名義の変更は、上水道業務課または各地域市民センター窓口にお届けください。

**Q** 急に使用量が増えたのは漏水でしょうか？  
**A** 蛇口を全部閉めてもメーターのパイロットが動いていれば、宅内給水管のどこかで水漏れがあります(14頁 図参照)。甲賀市指定給水装置工事業者(市ホームページに掲載)に修繕を依頼してください。  
※ちなみにお風呂の浴槽いっぱい約180リットル、シャワー5分間の使用で約60リットルの水を使用します。

**Q** 水道料金を滞納していますか？  
**A** 納期限までに料金のお支払いがない場合、督促状を発送します。それでもお支払いがない場合は催告書、給水停止予告通知書を発送し、最終的に納付いただけない場合は、給水停止を実施することになります。昨年度は給水停止を148件実施しました。

**Q** 平日は水道料金を支払いにいきませんか？  
**A** 以前から口座振替をお勧めしております。加えて4月からはコンビニエンスストアでのお支払いができるようになりました。バーコードが印字されている納付書(納付通知書)をコンビニにお持ちになり、期限内に現金でお支払いください。

**問い合わせ**  
料金のことは…上水道業務課 ☎86-8014  
工事のことは…上水道工務課 ☎86-8016 ☎86-8032

水道メーター交換のお知らせ

水道メーターは「計量法」により有効期限が8年と定められています。市では有効期限が満了する前に、新メーターへの交換作業を甲賀市管工事協同組合に委託して実施しますので、ご協力をお願いいたします。

○6月から毎偶数月に、甲賀市管工事協同組合加盟業者が対象のお宅にお伺いして交換作業を実施します。

○対象の方には、ハガキで交換の予定日と業者名をお知らせします。

○交換時の立会いは必要ありません。

○メーター交換の際には、一時的に断水(通常5～20分程度)します。

○止水栓の不良等で交換ができない場合は、後日修繕工事をしてから交換します。

○市の設置以外で有効期限の8年が経過しているものは、所有者において交換をお願いします。

**水道メーター交換のお知らせ**  
お問い合わせ  
上水道業務課 営業係  
☎86-8014 ☎86-8032